

大阪府監査委員告示第18号

平成20年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年6月30日

| | | |
|---------|----|----|
| 大阪府監査委員 | 品川 | 公男 |
| 同 | 磯部 | 洋 |
| 同 | 赤木 | 明夫 |
| 同 | 京極 | 俊明 |
| 同 | 松浪 | 耕造 |

(通知文)

商労第1158号
平成21年5月25日

| | | | |
|---------|----|----|---|
| 大阪府監査委員 | 梅本 | 憲史 | 様 |
| 同 | 谷口 | 昌隆 | 様 |
| 同 | 磯部 | 洋 | 様 |
| 同 | 赤木 | 明夫 | 様 |
| 同 | 京極 | 俊明 | 様 |

大阪府知事 橋下 徹

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<施設保全積立引当金の計上基準について>

1 監査対象機関

財団法人大阪生涯職業教育振興協会

2 指示事項

出納その他の事務関係

施設保全積立引当金については、財団の会計規則等に引当基準に係る規定がなく、また、繰入金額の基礎となる大規模修繕計画も策定されていないことから、所要の規定整備及び計画策定を行い、必要金額を過不足なく繰り入れることとされたい。（平成19年度）

3 措置の状況

施設保全積立引当金について、引当基準に係る規定整備や大規模修繕計画の策定に向けて検討を行ってきました。

併せて、財政再建プログラム（案）に基づき、財団のあり方について検討した結果、当財団は、平成 21 年度以降、運営継続が極めて困難であることから、平成 21 年 2 月 17 日の理事会で寄附行為の一部を変更し、当財団の存続期間を同年 3 月 31 日までとしました。

このことから、当該引当金に係る規定整備や大規模修繕計画を策定する必要がなくなりました。